



## 宿泊約款

ビーチヴィレッジ野底にご宿泊される際の約款です。ご利用になる前に必ずご一読ください。

### 第1条 適用範囲

当コテージが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当コテージが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条 宿泊契約の申込み

当コテージに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当コテージに申し出ていただきます。

1. 宿泊者名
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
4. その他当コテージが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当コテージは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当コテージが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当コテージが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当コテージが定める申込金を、当コテージが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当コテージが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当コテージがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

前条第2項の規定にかかわらず、当コテージは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当コテージが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### 第5条 宿泊契約締結の拒否

当コテージは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、病毒伝播の恐れのある伝染病の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（旅館業法施行条例第5条）
8. 宿泊しようとする者又は同伴者が暴力団、暴力団員、暴力関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。

#### 第6条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当コテージに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当コテージは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当コテージが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当コテージが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当コテージが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当コテージは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第7条 当コテージの契約解除権

当コテージは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
  2. 宿泊客が病毒伝播の恐れのある伝染病の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
  3. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  5. 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。（旅館業法施行条例第5条）
  6. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当コテージが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  7. 宿泊客又は同伴者が暴力団、暴力団員、暴力関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- 2 当コテージが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。



## 第 8 条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当コテージにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
3. 出発予定時刻
4. その他当コテージが必要と認める事項

## 第 9 条 客室の使用時間

宿泊客が当コテージの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当コテージは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

1. 超過 2 時間までは、室料金の 30%
2. 超過 5 時間までは、室料金の 50%
3. 超過 5 時間以上は、室料金の 100%

## 第 12 条 料金の支払い

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨により、宿泊客の到着の際又は当コテージが請求した時、当コテージにおいて行っていただきます。

3 当コテージが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

[別表 1] 宿泊料金等の内訳 (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

### 宿泊客が支払うべき総額 宿泊

- |      |                  |
|------|------------------|
| 料金   | 1. 基本宿泊料 (室料)    |
| 追加料金 | 2. 飲食料及びその他の利用料金 |
| 税金   | 3. 消費税           |

[別表 2] 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

### 契約解除の通知を受けた日

不泊 当日 前日 7 日前

100% 100% 50% 20%